

特定金属くず買受業の開始届出について

- **令和8年6月1日時点で、既に特定金属くず買受業を営んでいる方**
⇒ 令和8年8月31日までに届出をしてください
- **令和8年6月1日以降に、新たに特定金属くず買受業を営もうとする方**
⇒ 営業開始の前日までに届出をしてください

※ 特定金属くず買受業の開始の届出は、**営業所ごとの届出**が必要です。(届出に手数料はかかりません。)

届出先

特定金属くずの買い受けを行う営業所（以下「営業所」という。）の所在地を管轄する警察署（生活安全課）へ届出してください。

☆ 岩手県内に複数の営業所を設置する場合、そのいずれかの営業所の所在地を管轄する警察署に同時に届出することができます。

届出事項

金属盗対策法第3条第1項で規定する事項を営業開始届出書（金属等対策法施行規則別記様式第1号）で届出してください。

別記様式第1号（第1条関係）

※資料区分 5.令和 ※受理年度 5.令和 ※届出年度 5.令和	※受理年度 5.令和 ※届出年度 5.令和	※受理年度 5.令和 ※届出年度 5.令和
営 業 開 始 届 出 書 盗難特定金属類物品の処分の防止等に関する法律第3条第1項の規定により届出をします。 年 月 日 公安委員会 殿 届出書の氏名又は名称及び住所		
（ふりがな）		
氏名又は名称		
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合資会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人	
住 所	〒 () 市 番	
（ふりがな）		
法人にあっては、その代表者の氏名	() 市 番	
（ふりがな）		
営業所の名称		
営業所の所在地	〒 () 市 番	
電子メールアドレス その他の連絡先		
特定金属くずの保管場所の所在地		
営業を開始しようとする年月日	年 月 日	

← 届出様式は県警HPの「申請・届出」に掲載しています。

氏名又は名称

特定金属くず買受業を営もうとする者の氏名（法人の場合は名称）

特定金属くず買受業を営もうとする者の住所

法人の場合は、主たる事務所の所在地（本店の所在地）

法人の代表者の氏名

法人を代表する権限を有する者（例：株式会社の代表取締役）の住所

営業所の名称、所在地

特定金属くずの買い受けを行う営業所の名称、所在地

電子メールアドレス等連絡先

営業所の電話番号やメールアドレス

特定金属くず保管場所の所在地

営業所で買い受けた特定金属くずを保管する全ての場所の住所

添付書類

営業開始届出書には、下記の書類を添付してください。

①営業所及び特定金属くず保管場所の平面図

- ・営業所の敷地内に特定金属くずを保管している場合
⇒ 営業所の建築確認申請時に使用した平面図に、出入口の位置、特定金属くずを買い受ける場所、保管場所の位置等を記載した程度のもので足りります。
- ・特定金属くず保管場所を営業所の敷地外に設置している場合
⇒ 当該保管場所の平面図も提出してください。

②営業所及び特定金属くずの保管場所の略図

- ⇒ 営業所と特定金属くず保管場所の所在地が明らかとなるような略図を提出してください。

③届出者が個人の場合～住民票の写し（本籍（外国人の場合は国籍）が記載してあるもの。 個人番号は記載しない）

届出者が法人の場合 { 定款
登記事項証明書
代表者の住民票の写し（個人の場合に同じ）

☆ 岩手県内に複数の営業所を設置する事業者が、いずれか一つの営業所の所在地を管轄する警察署に同時に複数の営業所の営業開始届出書を提出する場合

添付書類のうち同一の内容となるものがあるときは、同一の内容となる添付書類は、営業開始届出書のいずれか1通に添付してください。

例： 法人Aが、営業所イ（所在地花巻市）と営業所ロ（所在地北上市）の営業開始届出書を同時に花巻警察署に提出することにした。

添付書類のうち、上記①と②の書類は営業所イと営業所ロで異なる内容だが、上記③は同一の内容だった。

この場合、上記③の書類（定款、登記事項証明書、代表者の住民票の写し）は、

⇒営業所イの開始届出書に③の書類を添付

営業所ロの開始届出書には③の書類のコピーを添付する。

※ 営業開始届出書をそれぞれの営業所の管轄警察署へ提出する場合は、同一の内容となる添付書類があっても、コピーの添付は認められません。